

鹿児島県沖永良部島における野菜生産法人の設立と取引先の変化

岡田 登¹

要旨

本研究では鹿児島県沖永良部島の野菜生産法人を事例として、農家が農業法人化したことによる取引先の変化とその要因を明らかにした。沖永良部島の野菜生産法人には、既存の流通形態である農協または島内の産地仲買人にバレイシヨを出荷している場合と、独自に島外の小売店や卸売市場にバレイシヨを出荷している場合がある。沖永良部島のような離島地域では、野菜生産法人はさらなる経営規模の拡大を目指して農産物の認証制度のG-GAPを取得し、生産工程を管理して透明性を高め、安全を確保していることを対外的に示すことで、島外の小売店と直接的に契約取引をして新規流通ルートを形成している。

キーワード：野菜生産法人、契約取引、GAP（農業生産工程管理）、沖永良部島、鹿児島県

I はじめに

農業のグローバル化に対応するために、日本の農産物の産地ではその高品質化や品種の転換をして輸入農産物との差別化を図るか、生産・流通コストを低減化して価格面で競争力を向上させる必要があると指摘されている(高柳2006)。このような状況下で1999年に「食料・農業・農村基本法」が制定されると、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、および農村の振興が基本理念として明記され、この第22条で農業の持続的な発展を目指して農業経営の法人化が施策として示された²。さらに、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、2010年時点で約12,500の法人経営体数を2023年までに50,000法人に増加させることが目標とされると、2013年12月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」にこれが掲げられ、攻めの農業の実現を目指して政策が進められている。

これに伴って2000年の農地法改正により株式会社形態の農業生産法人が認められるようになり、2009年には企業による農業への参入規制が大幅に緩和され、企業が農地を所有して直営農場を経営するようになった(石田2011；大野・納口2013；斎藤・清野2013)。2016年4月からは農業生産法人が農地所有適格法人に変更されたことで、農地を所有できる企業の要件がさらに緩和された。これらの農業法人は農協や卸売市場を中心とした従来の農產物流通だけではなく、食品関連業者との契約取引から戦略的提携へと進展している場合もある(斎藤2009)。

しかし、企業が農業に参入するには既存の産地内の関係者との連携を図らなければならぬが、農業協同組合(以下、農協とする)や農家、および地域社会と対立が生じることもある(徳田2011；磯田・西2014)。近年では自治体による企業誘致が積極的に行なわれ

1 鹿児島県立短期大学

2 食料・農業・農村基本法の第22条では「国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を開拓できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。」と定められている。

ており、地域農業の維持には寄与しているが（後藤2015）、地域農業への波及効果に乏しく、雇用確保にも十分な役割を果たしていないとの研究もある（後藤2016）。すなわち、企業が農業に参入するためには、地域の実情に合わせて経営を行ない、その一員として共存共栄を積極的に図る必要があると指摘されている（多田ほか2011；新開2014；室屋2015）。

一方、産地には農家が主体となって株式会社や農事組合法人等を設立し、経営や作業の効率化や合理化を図るために農業法人化している場合もある（菅原・根津2008）。地域の実情を十分に勘案して農業法人化を進める必要があるのならば、このように産地内の既存の農家が農業法人化することにも焦点を当てる必要がある。とくに野菜産地に関しては、農業法人を始めとする野菜生産組織の地域的な分布が一定の広がりをみせており、農村部においては大規模経営の傾向が確認できる（岡田2016）。これらの農業法人は小売店や加工業者等の食品関連業者と直接的に契約取引をしており、新規流通ルートを形成している（岡田2017）。しかし、日本には離島地域などのように出荷・輸送方法が限定される産地も存在しているため、農業法人が食品関連業者と契約取引をし、新規流通ルートを形成することは容易ではないと考えられる。そこで、本研究では野菜生産を主体としている農業法人を野菜生産法人とし、鹿児島県の沖永良部島を事例として取り上げ、農家が農業法人化したことによる取引先の変化とその要因を明らかにする。

2015年の農林業センサスによれば、鹿児島県には278社の農業法人が野菜を生産しており、北海道と長野県、および新潟県に統いて全都道府県で4番目に多く、これらの農業法人の野菜作付面積は2,616haであり、野菜生産を行なっている全農業経営体の約33.5%と全都道府県でもっとも高い。さらに、2016年の鹿児島県農林振興課資料および沖永良部島の各町の資料によれば、鹿児島県内では野菜生産法人数は166社存在しており、このうち沖永良部島と種子島にそれぞれ7社存在しており、県内の離島ではもっとも多い。さらに、沖永良部島の面積が93.8km²であるのに対して、種子島の面積は445.0km²であることから、沖永良部島では比較的狭い範囲内に多くの野菜生産法人が成立している。

本研究の目的を達成するために、筆者は2017年9月に沖永良部島において関係機関と野菜生産法人に聞き取り調査を実施している。Ⅱ章では統計資料および、あまみ農協和泊支所とあまみ農協知名支所に対する聞き取り調査を基に、沖永良部島における既存の野菜の流通形態を示す。Ⅲ章では和泊町役場の農業委員会事務局と同経済課、知名町役場の農業委員会事務局と同農林課、および野菜生産法人に対する聞き取り調査を基に、沖永良部島における農業法人化の推移と野菜生産法人の経営内容を分析する。Ⅳ章では野菜生産法人の取引先の変化とその要因を検討する。

II 既存の野菜生産形態

1. 主要農産物の変化

沖永良部島は鹿児島市から南へ552kmに位置しており、島の大部分は隆起サンゴ礁である（図1）。沖永良部島は和泊町と知名町の2つからなっており、2015年の国勢調査によれば、和泊町の人口は6,790人であり、知名町の人口は6,218人である。2016年度における沖永良部島の主要な農産物の生産額をみると、和泊町では66億6446万円であり、このうち花卉が23億5038万円（35.2%）、野菜が17億1215万円（25.6%）、および畜産が14億5450万円（21.8%）である。一方、知名町では50億985万円であり、このうち野菜が22億975万円

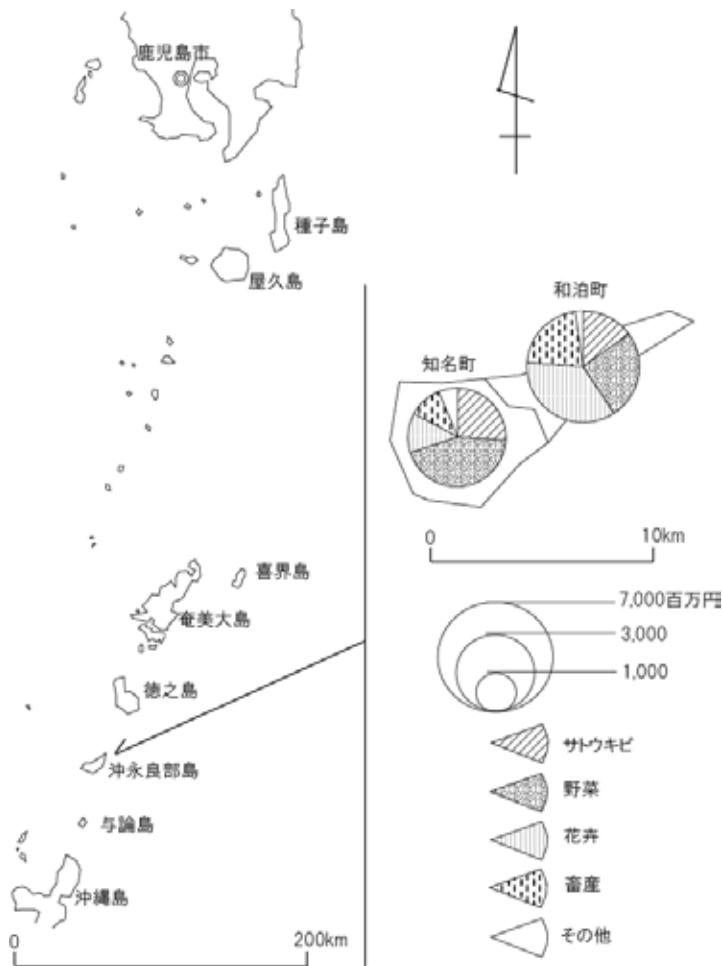


図1 沖永良部島における農産物の生産額（2016年度）
 （「和泊町農産物実績及び計画資料」、「知名町農業生産振興計画書」により作成）

(44.1%), サトウキビが12億8385万円 (25.6%), および花卉が6億3032万円 (12.5%) である。すなわち、沖永良部島全体で耕種農業の生産額が多く、とくに野菜、花卉、およびサトウキビが主要作物となっている。

そこで、沖永良部島の耕種農業の歴史的変遷をみると、第二次大戦後の農業はサトウキビ生産から始まったが、1947年に日本政府が商社に特産であるユリ球根の売買を許したことにより、球根生産が復興した(朝日2006)。その後、1970年代半頃に切花栽培が始まると、1981年には「えらぶ花き園芸組合」設立され、1990年には和泊農協の花卉部会とともに「沖永良部花卉流通センター」に改組され、球根生産から切花生産に転換された(田代・坂田2001)。1970年代の後半からは温暖な気候を活かして野菜類が生産されるようになり、とくにバレイショは早期出荷により九州地方から関西地方までの市場占有率を高めた(田島1983)。

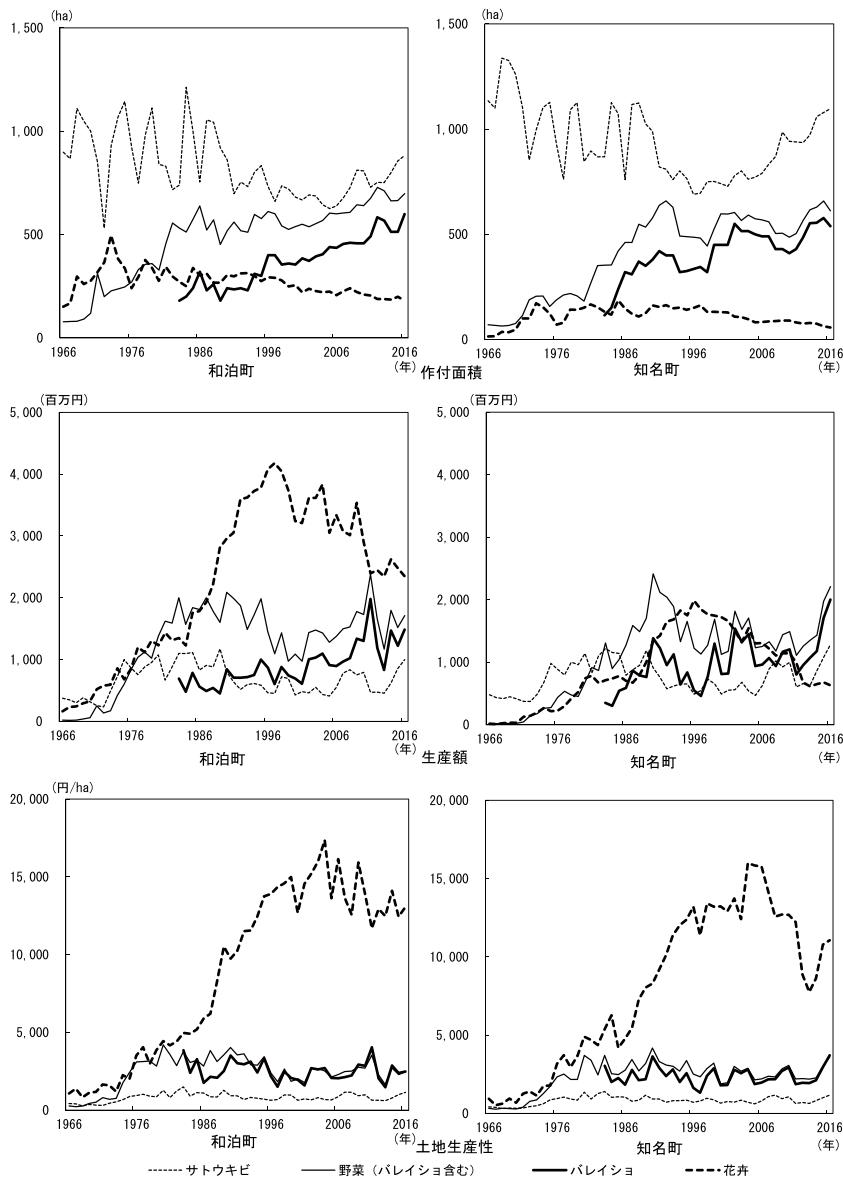


図2 沖永良部島における耕種農業生産の推移

(「奄美群島の概況」により作成)

このため、野菜と花卉、サトウキビ、および野菜のなかでも多くを占めるバレイショだけを取り上げて、これらの作付面積、生産額、および土地生産性の推移をみる（図2）。和泊町と知名町ともに1960年代からサトウキビの作付面積が1,000ha前後を推移しており、1990年代にその面積は一時減少したが、2000年代からまた増加傾向に転じている。一方、花卉の作付面積は両町ともに1970年代から増加してきたが、1990年代中頃からは野菜とバレイショの作付面積が増加するにつれて、花卉の作付面積が減少してきた。同様に両町と

もに花卉の生産額も1970年代から増加してきたが1990年代中頃から減少傾向にあり、これに伴って野菜とバレイショの生産額も増加してきた。さらに、両町の土地生産性をみると、1970年代以降では野菜とバレイショ、およびサトウキビのそれは安定を続けてきた。しかし、花卉の球根と切花を合わせた土地生産性は1990年代中頃までは上昇傾向を続けていたが、それ以降に土地生産性は不安定であり、2000年代後半からは低下傾向にある。すなわち、沖永良部島では農家は1970年代から主力作物として花卉を生産していたが、1990年代中頃から花卉の土地生産性は不安定となり、その後に低下してきたため、徐々にバレイショ生産に転換してきた。

2. バレイショの流通形態

沖永良部島では農家はバレイショをサトウキビと組み合わせて作付けしている（図3）。バレイショの場合には10月から11月に種芋を植付けし、翌年の1月中旬頃から4月中旬まで収穫・出荷している。しかし、農家がバレイショを中心とした経営形態に転換させて、その作付面積を増加させてきたことから、バレイショに連作障害が発生するようになった。このため、農家はサトウキビ生産を組み入れながら経営を行なうようになり、バレイショ収穫後の畑を順番に数年に1回の頻度で、2月から3月または7月中旬頃から9月中旬頃にサトウキビの苗を植付けている。すなわち、沖永良部島では主要作物がバレイショ生産に転換されるにつれて、連作障害対策としてサトウキビ生産も増加している。

つぎに、バレイショの主要な流通形態をみると、従来の研究では沖永良部島で生産されたバレイショは農協または島内の産地仲買人に出荷されており、前者の場合には、あまみ農協和泊支所とあまみ農協知名支所に出荷され、ここから島外の卸売市場または鹿児島くみあい食品に出荷・販売されている（伊村ほか2015, 2017）。一方、後者の場合には九州本土の産地仲買人の代理として農家からバレイショを買付けている産地仲買人と、独自に農家からバレイショを買付け島外の卸売市場等に出荷している産地仲買人が存在している。2017年の調査時にも同様な流通形態が存在していることから、基本的に農家がバレイショを島外に輸送するためには、農協の各支所に出荷するか、島内の産地仲買人に出荷するか、どちらかの方法をとらなければならない（図4）。

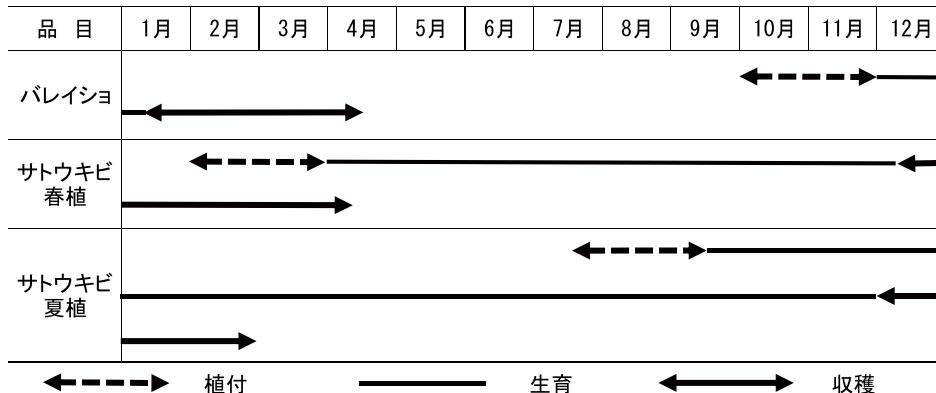
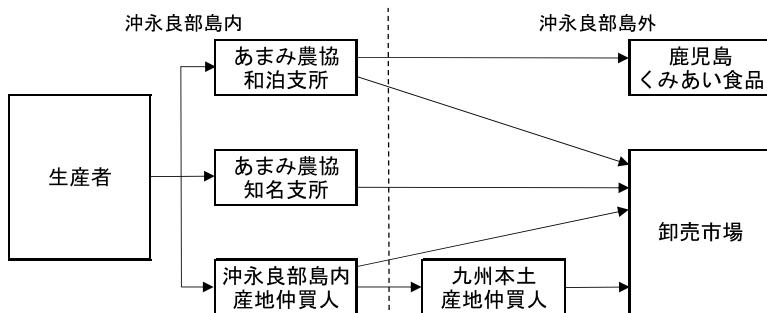


図3 沖永良部島におけるバレイショとサトウキビの栽培暦

（「かごしまの農業」平成29年3月発行により作成）



注：矢印はバレイショの主要な流通ルートを表わす。

図4 沖永良部島におけるバレイショの流通形態

(聞き取り調査により作成)

そこで、2016年度における農協と島内の産地仲買人に出荷されている野菜の割合をみると。和泊町では7,502tの野菜が生産されており、あまみ農協和泊支所から販売されている野菜は4,787tであった。一方、知名町では8,719tの野菜が生産されており、あまみ農協知名支所から販売されている野菜は3,212tであった。両町の野菜生産量と農協の各支所の野菜販売量を合計すると、沖永良部島内では16,221tの野菜が生産されており、このうちの7,999t(49.3%)があまみ農協の各支所を通じて出荷されている。これ以外の野菜は主に島内の産地仲買人に出荷されており、バレイショも同程度の量が出荷されていると考えられる。

以上のことから、沖永良部島では主要作物がバレイショ生産に転換され、農協の各支所または島内の産地仲買人から島外に輸送されており、両者の出荷量の割合はほぼ同量である。

III 農業法人化の推移と野菜生産法人の経営形態

1. 農業法人化の推移と輸送コストの助成

沖永良部島には2011年度から2016年度の間に、農業生産法人または農地所有適格法人として農地利用権を取得している農業法人は、和泊町に16社と知名町に2社で合計18社存在しており、株式会社と有限会社の両方がある（図5）³。農地法の改正で企業による農業への参入規制が大幅に緩和されたが、これら18社のうちで農業以外の産業から進出した企業は法人番号6と11、15、16、および17の合計5社であることから、農家が農業法人化した場合の方が多い。つぎに、農地利用権取得年度と主要農産物との関係性をみると、野菜生産を主体とした農業法人が7社ともっとも多く、花卉は6社、工芸作物は4社、および果樹が1社である。このうち花卉生産を主体とした農業法人6社は、2010年度までに農地利用権を取得しており、2011まで農地利用権を継続しており、工芸作物を主体とした法人番号6は2013年度まで、果樹生産を主体とした法人番号9は2015年度まで継続して、翌年度に農地利用権を解除している。すなわち、沖永良部島では野菜生産法人が増加しており、農地利用権を取得して継続している。

³ 2006年に有限会社制度が廃止されたことで、従来からある有限会社は株式会社の一形態として扱われるが、名称変更などは伴わないまま継続できる。

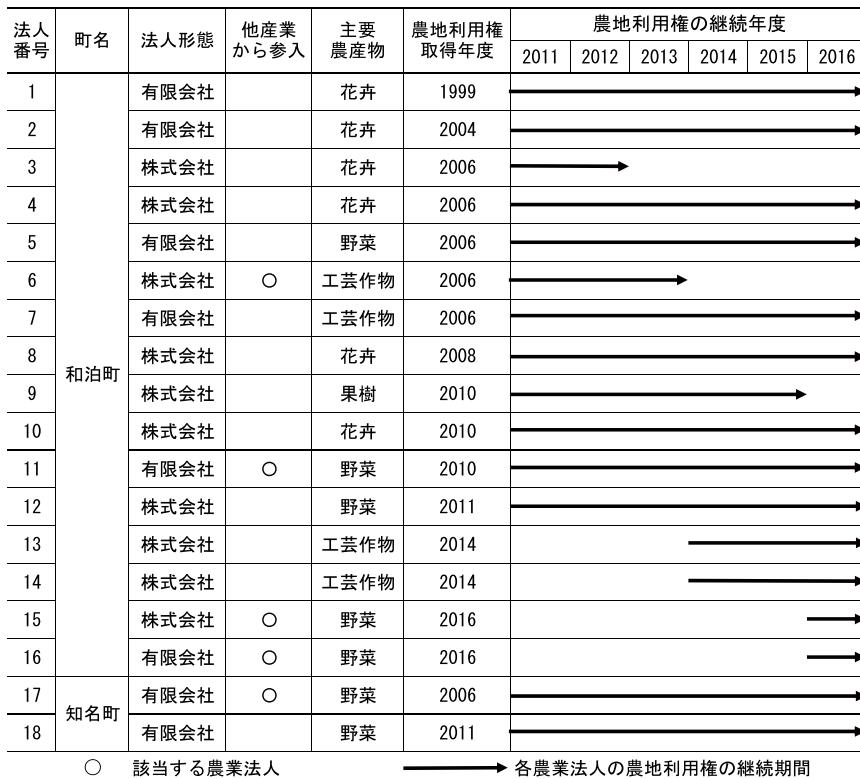


図5 沖永良部島における農業法人の経営形態（2011～2016年度）

(和泊町役場農業委員会事務局および知名町役場農業委員会事務局資料により作成)

このように農業法人化が進行するなかで、各農業法人は離島地域の地理的条件を補って経営を行なわなければならない。沖永良部島で生産されている野菜は主にフェリーで鹿児島港まで輸送され、ここからトラックやフェリーで全国各地に運ばれている。一方、花卉はフェリーで那覇港まで輸送され、ここから全国各地に空輸されるか、野菜と同様にフェリーで鹿児島港まで輸送され、ここからトラックやフェリーで各地に運ばれている。したがって、農家は鹿児島県の本土で農産物を生産する場合よりも、高い輸送コストを負担することになる。これに対して、2014年度から奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業が沖永良部島でも実施されている。この事業は「輸送コスト支援により、流通条件の不利性を軽減し、本土産地と同一条件の環境を整える」ことを目的としており、農林水産物を県内の離島と沖縄県を除く奄美群島外へ輸送する際に、県本土までの海上・航空輸送費の一部が助成される⁴。補助対象者は主に農協や農地所有適格法人、および農林漁業者の組織する団体である。農業法人は1社で農地所有適格法人として補助対象となるか、または他の生産者とともに共同出荷の規約を定めて、農林漁業者の組織する団体を設立して補助対象

⁴ 奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業実施要領には「補助対象者が補助対象品目を島外出荷する際の県本土までの輸送費（税抜）の単価と別表2の基準額とを比較して低い方の額に、島外出荷量を乗じて算出した額とする。」とされており、別表2によると沖永良部島から輸送する場合の助成額は野菜等17円／kg、花卉（横箱）537円／梱包、花卉（縦箱）606円／梱包である。

者となっている⁵。また、沖永良部島では島内の産地仲買人が直接農家からバレイショを買付けているが、この場合も産地仲買人が農家とともに、農林漁業者の組織する団体として補助対象者となっている。すなわち、農業法人であっても補助対象者となって助成を受けられる。

そこで、沖永良部島における2014年度から2016年度に受給された輸送コスト支援事業の補助受給団体と受給金額をみる（表1）。両町の受給金額の合計は2014年度には1億7332万円であったが、2016年度には1億9342万円まで増加しており、この事業の活用が進行している。つぎに、2016年度の両町における受給団体をみると、農協・農事組合法人が7団体、農林漁業者の組織する団体が8団体、農地所有適格法人が5団体、および漁協・漁業生産組合が2団体である⁶。さらに、団体ごとに受給金額をみると、2014年度当初には両町合計して農協・農事組合法人が82.3%を受給しており、農林漁業者の組織する団体が7.5%、農地所有適格法人が9.8%であったが、2016年度には農協・農事組合法人が73.3%，農林漁業者の組織する団体が15.3%，農地所有適格法人が11.0%となっている。すなわち、輸送コスト支援事業が開始されてからまだ3年間ではあるが、農林漁業者の組織する団体と農地所有適格法人が活用する割合が増加していることから、農業法人も事業を有効に活用して生産を拡大しているといえる。

表1 沖永良部島における輸送コスト支援事業の補助金受給団体（2014～2016年度）

団体番号	町名	団体の分類	受給金額と分類団体の占める割合					
			2014年度		2015年度		2016年度	
			円	%	円	%	円	%
1	和泊町	農協・農事組合法人	49,318,421	57.6	41,186,284	52.1	42,847,860	51.1
2			46,128,537		50,908,637		51,425,099	
3			4,289,806		4,526,955		4,509,600	
4			34,069		53,596		83,503	
5	和泊町	漁協・漁業生産組合	599,705	0.3	914,114	0.5	508,113	0.3
6			2,094,672	2.9	3,585,548	4.5	2,788,601	4.4
7			1,994,929		4,057,763		5,030,592	
8			964,488		728,853		750,720	
9	知名町	農地所有適格法人	6,218,551	9.8	8,949,126	10.1	11,646,013	11.0
10			4,346,448		3,279,321		3,233,035	
11			3,714,635		3,552,274		3,190,797	
12			2,597,955		2,936,125		2,778,639	
13			130,582		0		0	
14			0		69,369		516,765	
15			36,258,487		34,865,960		35,851,113	
16	和泊町	農協・農事組合法人	6,227,391	24.7	7,902,887	23.2	6,830,852	22.2
17			278,898		221,958		292,859	
18			170,544		104,553	0.1	124,993	0.1
19	知名町	漁協・漁業生産組合	5,869,569	4.6	13,418,539	9.5	16,988,138	10.9
20			1,514,832		2,995,755		2,386,991	
21			407,853		307,954		177,224	
22			164,892		965,672		724,232	
23			0		0		741,985	
	合 計		173,325,264	100.0	185,531,243	100.0	193,427,724	100.0

（和泊町役場経済課および知名町役場農林課資料により作成）

5 農地所有適格法人の場合には、家計を別にする農家3戸以上が株主や社員になっていること、または家計を別にする當時雇用者を3名以上雇用していることのどちらかを満たすことが条件となっている。農林漁業者の組織する団体の場合には、家計を別にする他の生産者3戸以上とともに団体を設立することが条件となっている。

6 農協には両町にそれぞれ支所があり、各支所ともに独自に共同販売しているが、各支所には両町のどちらに居住している生産者も農産物を出荷しているため、各支所は両町で受給団体になっている。

2. 野菜生産法人の経営形態

沖永良部島における野菜生産法人のうちで、図5から農家が法人化した法人番号5と12、および18を取り上げて、これらの経営内容を分析する（表2）。和泊町の法人番号5の経営者は2016年時点では40歳代前半である。この経営者は1992年に農業後継者として就農し、バレイショのほかに切花やサトウキビ、およびサトイモを生産していた。1995年からは栽培品目をバレイショ生産だけに限定して経営規模を拡大し、1998年には経営耕地面積が9haになった。法人番号5は2001年にバレイショ収穫機のポテトハーベスターを導入すると、2005年にはさらに農地を借り入れて経営耕地面積が12haとなったため、節税対策を図ること目的に2005年に農業法人化をし、2016年には経営耕地面積は17haとなった。これに伴って従業員の雇用を開始して、2016年には家族内で役員1人と常勤職員1人を配置し、家族以外に非常勤職員2名を雇用している。さらに、法人番号5の2016年度の取引先をみると、生産したほとんどのバレイショを、あまみ農協和泊支所に出荷しており、規格外品を島内の加工業者に販売してスープに加工されている。

和泊町の法人番号12の経営者は2016年時点では30歳代前半である。この経営者は2002年に農業後継者として就農したが、経営者が就農する以前には切花やサトイモを生産していた。1998年から7haの経営耕地面積でバレイショ生産を主力すると、連作障害対策としてサトウキビの生産を開始した。この法人は2002年度にポテトハーベスターを導入して経営耕地面積を増加させ、2005年には対外的な信用を向上させることと節税対策を図ること目的に農業法人化をし、2016年には経営耕地面積は17haとなった。これに伴って従業員の雇用を開始して、2016年には家族内で役員3人を配置し、家族以外に非常勤職員5名を雇用している。このほかにも10月から翌年の5月までの農繁期には、本土から年間で約20人のアルバイトを雇用している⁷。さらに、この法人の2016年度の取引先をみると、主に小売店のイオングループと契約して関東地方と関西地方の店舗にバレイショを出荷しているが、不作時のことでも

表2 沖永良部島における野菜生産法人の経営形態（2016年度）

法人番号	所在地	法人形態	経営者の就農時期	野菜生産法人設立時期	経営耕地面積(借地)	作付面積合計	品目別作付面積および取引先				法人構成員	
							バレイショ		サトウキビ	ユリ球根		
							取引先	作付面積	取引先	作付面積		
5	和	有	1992年	2005年	17 (11.5)	17	17	あまみ農協和泊支所、加工業者	—	—	代表取締役1人 役員1人 常勤職員1人 非常勤職員2人	
12	和	株	2002年	2011年	18 (14)	19	18	関東地方および 関西地方の小売店 九州・沖縄地方および 関東地方の卸売市場	1	あまみ農協 和泊支所	代表取締役1人 役員3人 非常勤職員5人	
18	知	有	1992年	2004年	10 (3)	10	9.3	島内の産地仲買人	0.2	あまみ農協 知名支所	0.5	高知県内の農協 代表取締役1人 役員3人 非常勤職員10人

法人番号：図5と同様

和：和泊町

知：知名町

株：株式会社

有：有限会社

面積：ha

(聞き取り調査により作成)

⁷ 「ボランティア」と「アルバイト」を合わせた「ボラバイト」と呼ばれており、学生などの若者が地方の農家や宿泊施設などで人手を必要としている時期に、地元の人々と触れ合うことを目的として、住み込みで短期間働いている。

考慮して常に契約量の120%の量を生産しているため、余剰分があった場合には、これを九州・沖縄地方と関東地方の卸売市場に出荷している。また、この法人は連作障害対策としてサトウキビを1ha作付けしており、あまみ農協和泊支所を通じて島内の製糖工場に共同販売している。

知名町の法人番号18の経営者は2016年時点で40歳代後半である。この経営者は1992年に農業後継者として就農したが、この時からバレイショ生産を主力としていた。この法人は1997年からは長崎県の産地仲買人の代理として農家と仲買業を兼業するようになり、島内の農家からもバレイショの買付けも行なって、自分で生産したバレイショと一緒に島外の産地仲買人に出荷していた。農家から買付けたバレイショが自己の生産量の4倍を占めることがあった。その後、この法人はポテトハーベスターを導入して経営耕地面積を増加させ、2002年には経営耕地面積が10haに達したため、2004年には節税対策を図ること目的に農業法人化をした。これに伴って従業員の雇用を開始して、2016年には家族内で役員3人を配置し、家族以外に非常勤職員10名を雇用している。さらに、法人番号18は2015年度まで仲買業務を終了し、2016年度には長崎県の産地仲買人の代理をしている島内の産地仲買人にバレイショを出荷している。また、この法人は連作障害対策としてサトウキビを0.2ha作付けしており、あまみ農協知名支所を通じて島内の製糖工場に共同販売している。このほかにユリ球根を0.5ha作付けしており、これを独自にフェリーとトラックを手配して高知県内の農協に出荷している。

以上のことから、沖永良部島における野菜生産法人が主に家族経営であることに関しては、他の農家との差はないが、農家の高齢化が進む中でこれらの経営者は2016年時点でも30歳代から40歳代と比較的若い農業者であり、家族経営に非常勤職員等を加えて生産体制を整えている。さらに、2015年の農林業センサスによれば、沖永良部島の両町合計の農業経営体数は1,429であり、その経営耕地面積が3,642haであることから、1経営体当たりの経営耕地面積は約2.5haである。これに対して、これらの野菜生産法人は10haから18haの経営耕地面積を有しており、経営規模で大きく異なっている。しかし、これらの野菜生産法人の間でも取引先に差異が生じており、法人番号5と18は既存の流通形態である農協または島内の産地仲買人にバレイショを出荷している。一方、法人番号12は独自に島外の小売店や卸売市場にバレイショを直接出荷している。このような野菜生産法人間での取引形態の差異がどのように生じたのかを次章で検討する。

IV 野菜生産法人の取引先の変化と新規流通ルートの形成

1. 野菜生産法人の取引先の変化

沖永良部島では野菜生産法人は経営規模を拡大して農業法人化を図ったが、農業法人化の前後でバレイショの取引先を変えてきたのかをみる（図6）。法人番号5は1995年度にバレイショを主力作物とした時点では農協にこれを出荷しており、2005年の農業法人化以降も主要な出荷先は農協である。法人番号12は1996年度までバレイショ生産量の100%を農協に出荷していたが、1997年度からは鹿児島市内の加工業者と直接契約し、バレイショ生産量の50%を出荷していた。2002年の法人化以降も2010年度までこの取引を継続していたが、2011年度からは加工業者との取引を終了して、同じく鹿児島市内の産地仲買人と直接契約して同量の50%を2013年度まで出荷している。2014年度にはバレイショの選別機を導

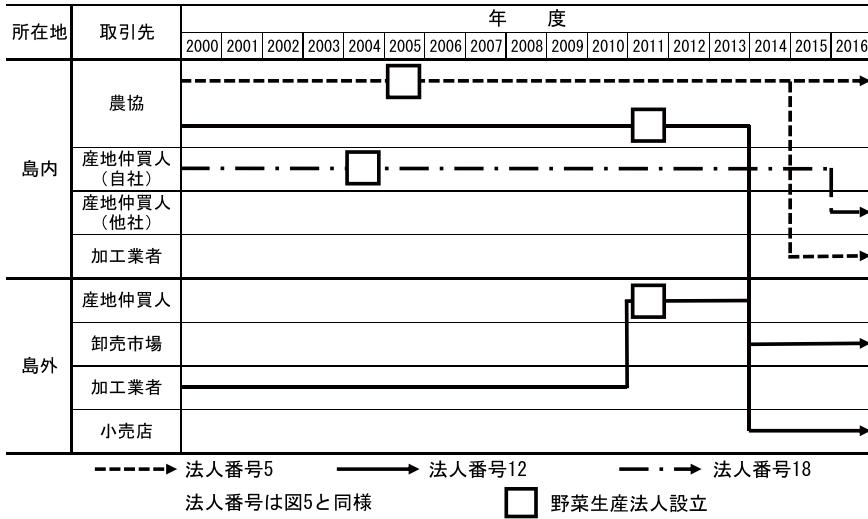


図6 野菜生産法人におけるバレイショの取引先の変化

(聞き取り調査により作成)

入したことによって、自社でサイズごとに分別することができるようになり、小売店のイオンと直接契約して関東地方と関西地方の店舗にバレイショ生産量の80%を出荷し、残りを島外の卸売市場に出荷している。法人番号18は1997年度から農業をするほかに長崎県の産地仲買人の代理として仲買業もしており、2004年の法人化以降もこの業務形態を継続していた。しかし、この法人は代理買付の手数料の減少によって2016年度から仲買業を終了し、同じく島内の他の産地仲買人にバレイショを出荷している。

すなわち、農業法人化前後において、法人番号5と18は既存の流通形態である農協や産地仲買人にバレイショを出荷していることには変わらないが、法人番号12は島外の小売店と直接契約したこと、契約取引量を増加させている。このため、法人番号12が島外の小売店と契約取引を実現し、新規の流通ルートを形成できた要因を検討する。

2. 新規流通ルートの形成要因

法人番号12の野菜生産法人が新規の流通ルートを形成できた要因をバレイショの生産・輸送方法から検討する（表3）。まず、2016年度の各野菜生産法人の経営方針をみると、法人番号5と18は経営規模や取引先に関して現状維持としているが、法人番号12は今後も経営規模の拡大を図ることを目指している。つぎに、生産方法をみると、法人番号5は農協のバレイショの品質基準をクリアしてはいるが、さらなる品質向上対策として、化成肥料を減らして植付け時に農地に油粕を入れ、全ての農地に3年に1回の頻度で牛糞を入れて、農地の維持管理している。この法人は島内の畜産農家から牛糞を仕入れ、飼料用に綠肥を生産して提供している。法人番号18は取引先の産地仲買人からはバレイショの品質基準は設定されていないため、地元業者から肥料と農薬を購入し、自社基準を設けて生産している。

表3 野菜生産法人におけるバレイショの生産・輸送方法（2016年度）

法人番号	生産方法	輸送方法	経営方針
5	牛糞と油粕を主に肥料として使用、農薬の使用を減らす	あまみ農協和泊支所による輸送	現状維持
12	G-GAP取得	フェリー、鉄道、およびトラックの運送会社と契約して輸送	規模拡大
18	地元業者から肥料と農薬を購入、自家基準に基づき栽培	産地仲買人による輸送	現状維持

法人番号：図5と同様

(聞き取り調査により作成)

一方、法人番号12は2014年にグローバルギャップ（以下、G-GAPとする）を取得している⁸。この認証を継続するためには毎年審査が実施されるため、専門のコンサルティング会社に委託して指導を受けており、年間約200万円の経費が必要となる。野菜の場合には生産工程管理に関する審査が200項目以上あるため、この法人は各農地の生産履歴や作業工程、および肥料や農薬の使用状況などを把握し、社内組織体制を整え、職員に適切な教育と訓練を定期的に行ない、その記録をデータ管理している。とくに、減農薬・減化学肥料に努めており、米糠や乳酸菌等を使用して土壌改良し、連作障害対策をしている。また、2016年ではこの法人は農地の性質に合わせてバレイショの品種を選定しており、主要3品種のニシユタカとアローワ、およびシンシアで90%の農地を作付けしているが、そのほかの7品種で残りの10%を作付けして、農地に適合した品種選定を続けている。このように法人番号12は農産物の生産工程を管理して透明性を高め、その安全性を確保することで、2016年度もG-GAPに継続して認証されている。この法人はG-GAPを取得すると委託先のコンサルタント会社からイオンとの取引を紹介され、ここが定めている農産物の基準をクリアしていることから、直接契約をして取引を開始することができた⁹。法人番号12のほかにも個人農家一戸が同じくG-GAPを取得してイオンと直接契約しているが、この法人が中心となって輸送コスト支援事業の補助を受給して、フェリーと鉄道、およびトラックの運送会社と契約し、各店舗にバレイショを出荷している。

以上のことから、沖永良部島では各野菜生産法人が経営方針に基づき、それぞれの方法でバレイショ生産に取組んでいるが、法人番号12はさらなる経営規模の拡大を目指して農産物の認証制度のG-GAPを取得しており、生産工程を管理して透明性を高め、安全を確保していることを対外的に示すことで、島外の食品関連業者と直接的に契約取引をして新規流通ルートの形成につながっている。

8 GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理) とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みのことであり、このうちG-GAPとは国際基準の仕組みで世界120か国以上に普及している。また、GFSI (Global Food Safety Initiative : 世界食品安全イニシアチブ)によって承認されている認証規格である。このほかにも各都道府県GAPやJ-GAP（ジャパンギャップ）等がある。

9 イオンは減農薬・減化学肥料と有機栽培の認証基準を定めているが、ここでは前者である。

V おわりに

本研究では鹿児島県沖永良部島の野菜生産法人を事例として、農家が農業法人化したことによる取引先の変化とその要因を明らかにした。沖永良部島では1970年代から主力作物として花卉が生産されていたが、1990年代中頃から徐々にバレイショ生産に転換されてきた。これらのバレイショは農協の各支所または島内の産地仲買人から島外に輸送されており、両者の出荷量の割合はほぼ同量である。このなかで島内ではとくに野菜生産法人が増加しており、これには輸送コスト支援事業も有効に活用されている。

沖永良部島における野菜生産法人の経営者は30歳代から40歳代であり、家族経営に非常勤職員等を加えた生産体制で、10haから18haの経営耕地面積を利用してバレイショを生産している。これらの野菜生産法人には既存の流通形態である農協または島内の産地仲買人にバレイショを出荷している場合と、独自に島外の小売店や卸売市場にバレイショを出荷している場合がある。沖永良部島のような離島地域では、野菜生産法人はさらなる経営規模の拡大を目指して農産物の認証制度のG-GAPを利用し、生産工程を管理して透明性を高め、安全を確保していることを対外的に示すことで、島外の小売店と直接契約取引をして新規の流通ルートを形成している。

実際に大手小売業者や外資系食品メーカー等が農産物調達基準としてGAP認証取得を条件とする動きも増加しつつある（堀之内2017）。このなかで離島地域のように出荷・輸送方法が限定される産地において農家が新規流通ルートを形成するには、農業法人化するだけではなく、認証制度等を利用して農産物の安全性を示すことも一つの方法である。

謝辞

本研究を進めるにあたって、和泊町と知名町の役場、農協、および農業法人の皆様には資料の提供と聞き取り調査に御協力いただきました。また、現地調査では元鹿児島県立短期大学教授の西村富明先生に大変お世話になりました。以上、記してお礼申し上げます。なお、本研究はJSPS科研費 JP17K03266の助成を受けたものです。

参考文献

- 朝日吉太郎2006. 沖永良部の農業とグローバル化問題. 『沖永良部島の社会と文化』. 鹿児島県立短期大学地域研究所叢書:1-38.
- 石田一喜2011. 企業参入が地域農業に与える影響. 農業研究24:227-260.
- 磯田 健・西 和盛2014. 企業の参入による地域農業の維持・再生. 食農資源経済論集65(1):13-20.
- 伊村達児・内藤重之・杉村泰彦・坂井教郎2015. 沖永良部島における馬鈴薯生産農家の出荷行動と出荷先選択. 農業市場研究24(1):61-67.
- 伊村達児・内藤重之・杉村泰彦・坂井教郎2017. 沖永良部島における産地仲買人の馬鈴薯集出荷行動. 農業市場研究26(1):21-28.
- 大野備美・納口るり子2013. 小売業の農業参入事例分析－大手小売2社の比較－. 農業経営研究51(3):79-84.
- 岡田 登2016. 日本における野菜生産組織の分布特性. 地球環境研究18:87-96.
- 岡田 登2017. 鹿児島県指宿市における農業法人設立と野菜産地の変容. 日本地理学会発

表要旨集91:149.

後藤拓也2015. 企業による農業参入の展開とその地域的影響－大分県を事例に－. 経済地理学年報61(1):51-70.

後藤拓也2016. 食品企業による生鮮トマト栽培への参入とその地域的影響－カゴメ(株)による高知県三原村への進出を事例に－. 地理学評論89A:145-165.

斎藤 修2009. 農商工連携における食品・関連企業と農業の提携条件. 農業および園芸84(9):875-883.

齋藤文信・清野誠喜2013. フードサービス業による農業参入に関する一考察－ローカルチェーンを対象に－. 農林業問題研究190:148-153.

新開章司2014. 企業の農業参入の成立条件と地域農業への影響. 食農資源経済論集65(1):35-42.

菅原 優・根津基和2008. 北海道の条件不利地域における農業生産法人の展開－網走支庁津別町における組織的対応を事例として－. 農業経営研究46(2):73-78.

高柳長直2006. 『フードシステムの空間構造論－グローバル化の中の農産物産地振興』筑波書房.

田代啓一朗・坂田祐介2001. エラブユリに賭けた人びと沖永良部島. 『薩南諸島21世紀への挑戦』. 鹿児島大学多島圏研究センター:104-115.

田島康弘1983. 沖永良部島の輸送野菜. 鹿児島大学教育学部研究紀要. 人文・社会科学編 35: 77 - 95.

多田ひかり・長野宇規・小寺昭彦2011. 農業参入企業の持続的経営と地域貢献の関係. 農村計画学会誌30:231-236.

徳田博美2011. 企業の農業参入と地域農業との関係に関する一考察－長崎県五島市のD社関連法人・Iファームの参入を事例として－. 農林業問題研究182:144-149.

堀内芳彦2017. GAPの普及・拡大に向けて－GAPの導入事例と東京オリパラ大会を視野に入れた政策動向を中心に－農林金融7:2-20.

室屋有宏2015. なぜ企業の農業参入は増加傾向が続くのか－地域にみる参入の構造と特徴－. 農林金融5:20-35.